

共同入札の手続き（インターネット公売）

1 共同入札とは

- (1) 共同入札とは、一つの財産を複数の者で共有する目的で入札することをいいます。
- (2) 公売財産が不動産の場合、共同入札をすることができます。
- (3) 共同入札者の中から1名の代表者を決めてください。
実際の公売参加申し込み手続き及び入札手続きをすることができるのは、この代表者のK S I 官公庁オークションのログイン IDとなります。

2 手続きに入る前に

- (1) 手続きに入る前にK S I 官公庁オークションに関する規約・ガイドライン、尾道市インターネット公売ガイドラインなどを必ずお読みください。
- (2) 代表者名でK S I 官公庁オークションのログイン IDの取得などを行い、K S I 官公庁オークション内の尾道市インターネット公売の公売物件詳細画面より公売参加仮申し込みを行った後、この手続きを行ってください。
- (3) 公売保証金の金額及び納付方法は、公売財産ごとに異なります。
また、公売保証金の納付は、公売財産の売却区分ごとに必要となります。
必ず、入札しようとしている公売財産の公売物件詳細画面で公売保証金の金額、納付方法を確認した上で、次の手続きを行ってください。

3 必要書類の送付

代表者方は、次の書類を尾道市企画財政部収納課公売担当に書留郵便にて、入札開始日の2開庁日前までに尾道市が確認できるように送付してください。

■書類の送付先■

〒722-8501

広島県尾道市久保一丁目15番1号

尾道市企画財政部収納課 公売担当

- (1) 公売保証金納付申込書兼返還請求書兼口座振替依頼書
「公売保証金納付申込書兼返還請求書兼口座振替依頼書」を印刷（尾道市ホームページよりダウンロード）し、太枠内に代表者の氏名などを記入し、代表者の印を押してください。また、口座振替依頼先は代表者名義の口座を記入してください。なお、「公売保証金納付申込書兼返還請求書兼口座振替依頼書」に記入された住所（所在地）、氏名（名称）、電話番号、K S I 官公庁オークションのログイン ID、メールアドレス、返還請求先の口座情報は公売保証金の返還完了まで変更できませんのでご注意ください。
※捨印も必ず押してください。
※右下の余白に必ず「共同入札」と記載してください。
※振込先金融機関は、尾道市指定金融機関（※文書末尾参照）に限ります。
- (2) 委任状（代表者以外の方全員から代表者に対する委任状）
「委任状」を印刷（尾道市ホームページよりダウンロード）し、委任者・受任者双方の氏名などを記入し、**委任者の印**を押してください。
- (3) 共同入札者持分内訳書

「共同入札者持分内訳書」を印刷（尾道市ホームページよりダウンロード）し、共有者全員の住所（所在地）、氏名（名称）等を記入してください。

（注）「委任状」及び「共同入札者持分内訳書」に記載された内容が、共同入札者の住民登録や商業登記簿の内容などと異なる場合は、共同入札者が買受人となっても所有権移転などの権利移転登記を行うことができません。

4 公売保証金の納付

（１） 「公売保証金納付申込書兼返還請求書兼口座振替依頼書」を受理した尾道市は、「公売保証金納付申込書兼返還請求書兼口座振替依頼書」に記入されたメールアドレスに電子メールにて振込先口座など公売保証金の納付方法のご案内を送信します。

（２） 電子メールの案内にしたがって、次のいずれかの方法により公売保証金を納付してください。（公売財産によっては利用できない方法もありますのでご注意ください。）

公売保証金は、入札開始日の２開庁日前までに尾道市が確認できるよう一括納付してください。

尾道市が納付を確認できない場合、入札することができません。

※共同入札の場合、クレジットカードによる公売保証金の納付はできません。

ア 銀行口座への振り込み

公売保証金を振り込み後、尾道市が納付を確認できるまで３開庁日程度要することがあります。

振込手数料は、公売参加者の負担となります。

類似の口座名にご注意ください。

イ 現金書留での送付（公売保証金が５０万円以下の場合に限ります。）

郵送料などは、公売参加者の負担となります。

ウ 尾道市に直接持参

銀行振出の小切手は、広島手形交換所管内のもので、かつ振出日から起算して８日を経過していないものに限ります。

受付は、月曜日から金曜日の開庁日、８時３０分から１７時１５分までです。

（３） 尾道市が公売保証金の納付を確認した後、参加申し込み完了（参加登録）の手続きを行うと、入札することができるようになります。

（４） 公売参加仮申し込みを行った代表者のＫＳＩ官公庁オークションのログイン ID でログインした画面で、「参加申し込み・完了」と表示されるのは、入札開始の前日となることがあります。

5 入札の際の注意事項

（１） 公売参加申し込みが完了した代表者のＫＳＩ官公庁オークションのログイン ID でのみ入札できません。

参加申し込み状況、入札した価額などは、代表者のＫＳＩ官公庁オークションのログイン ID でログインした場合のみ閲覧できます。

（２） ＫＳＩ官公庁オークションからの自動送信メールは、あらかじめＫＳＩ官公庁オークションのログイン ID で認証された代表者のメールアドレスにのみ送信されます。

6 落札後の注意事項

（１） 開札後、共同入札者が買受人（最高価申込者又は売却決定を受けた次順位買受申込者）となった場合、尾道市はあらかじめＫＳＩ官公庁オークションのログイン ID で認証された代表者のメールアドレスに、落札した公売財産の売却区分番号、整理番号、尾道市連絡先などのご案内を送信します。

- (2) 代表者は電子メールに記載された尾道市連絡先に電話してください。
尾道市職員に売却区分番号、整理番号、住所（所在地）、氏名（名称）、日中の連絡先などを連絡してください。
買受代金の納付方法など今後の手続きについて、尾道市職員がご説明します。
- (3) 買受人となった場合、買受代金納付期限までに尾道市が納付を確認できるよう買受代金を一括で納付してください。
買受代金納付期限までに買受代金全額の納付が確認できない場合、その財産を買い受けることはできなくなり、事前に納付された公売保証金を没収し、返還しません。
- (4) 買受代金の振込手数料、登録免許税相当額、書類の郵送料など財産の買受けのための費用は、買受け人の負担となります。
※登録免許税の金額及び納付方法は、開札後に尾道市にいただく電話連絡の際にご説明します。
- (5) 買受代金納付期限までに、次の書類などを尾道市へ提出してください。
- ア 尾道市が代表者へ送信した電子メールを印刷したもの
 - イ 共同入札者全員の住所証明書
※個人の場合：住民票など
※法人の場合：商業登記簿謄本
 - ウ 所有権移転登記請求書
「所有権移転登記請求書（不動産用）」を印刷（尾道市ホームページよりダウンロード）し、太枠内に共同入札者の住所、氏名などを記入、捺印してください。
※「所有権移転登記請求書（不動産用）」は共同入札者全員が提出する必要があります。
 - エ 固定資産税評価証明書（買い受けた不動産に係るもの）
 - オ 権利移転の許可書又は届出受理書（公売財産が農地を含む場合）
 - カ 郵便切手1, 500円程度（登記嘱託書の郵送料）
- (6) 売却決定通知書は、それぞれの持分に応じて共同入札者全員に交付します。

7 公売保証金の返還

- (1) 最高価申込者及び次順位買受申込者など以外の公売参加者が納付した公売保証金は入札期間終了後に返還します。この場合、返還までに入札終了後4週間程度要することがあります。
- (2) 次順位買受申込者の納付した公売保証金は、最高価申込者が買受代金納付期限までに買受代金全額を納付した場合に返還します。
- (3) 公売保証金を納付した財産の公売が中止された場合及びインターネット公売全体が中止となった場合は、納付した公売保証金は返還します。
- (4) 公売参加申し込み後、入札をしない場合も、公売保証金の返還時期は入札期間終了後となります。
- (5) 国税徴収法第108条第1項の規定に該当し同条第2項の処分を受けた公売参加者の公売保証金は返還しません。
- (6) 公売保証金の返還方法は、公売参加者からあらかじめ指定した代表者（公売保証金返還請求者）名義の金融機関口座へ尾道市から振り込まれます。

《尾道市指定金融機関》

広島銀行・三井住友銀行・中国銀行・伊予銀行・もみじ銀行・愛媛銀行・山口銀行・しまなみ信用金庫・広島県信用組合・備後信用組合・中国労働金庫・尾道市農業協同組合・ひろしま農業協同組合・広島県信用漁業協同組

合連合会・ゆうちょ銀行